

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)				可	
事 業 年 度		法人名			
平成31年4月1日以後に開始する事業年度の計算		税 額 控 除 限 度 額 (4) × ((12) 又は (17))		18	円
試験研究費の額		1	円	(7) > 8 % の 場 合 $\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$	13
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額		2	(7) ≤ 8 % の 場 合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	14
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		3	(5) = 0 の 場 合 又 は 設 立 事 業 年 度 の 場 合	15
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)		4	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	16
	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十二)「5」)		5	税 額 控 除 割 合 ((13)、(14) 又は (15)) + (((13)、(14) 又は (15)) × (16)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	17
増減試験研究費割合の計算	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)		6	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	19
	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$		7	(9) > 10 % の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	20
試験研究費割合の計算	平 均 売 上 金 額 (別表六(十二)「10」)		8	当 期 税 額 基 準 額 (19) × ((0.25又は0.4) + (20))	21
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$		9	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((18) と (21) の うち 少 ない 金 額)	22
税 額 控 除 割 合 の 計 算	(7) > 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)		10	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の①」)	23
	(7) ≤ 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)		11	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (22) - (23)	24
	税 額 控 除 割 合 (10) 又は (11) ((5) = 0 の 場 合 は 0.085)		12		